
第9回 飯 南 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第1日)

令和3年12月7日(火曜日)

議事日程(第1号)

令和3年12月7日 午前9時開会

- | | |
|---------|---|
| 日 程 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日 程 第 2 | 会期の決定 |
| 日 程 第 3 | 諸般の報告 |
| 日 程 第 4 | 決算審査特別委員会付託事項の報告
認定第1号令和2年度飯南町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び各
公営企業会計決算の認定について
(委員長報告、質疑、討論、採決) |
| 日 程 第 5 | 町長提出議案上程 |
| 日 程 第 6 | 町長行政報告及び提案理由の要旨説明 |
| 日 程 第 7 | 提案理由の詳細説明(報告第5号～議案第82号) |
| 日 程 第 8 | 質疑 |
| 日 程 第 9 | 委員会付託 |
-

本日の会議に付した事件

- | | |
|---------|---|
| 日 程 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日 程 第 2 | 会期の決定 |
| 日 程 第 3 | 諸般の報告 |
| 日 程 第 4 | 決算審査特別委員会付託事項の報告
認定第1号令和2年度飯南町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び各
公営企業会計決算の認定について
(委員長報告、質疑、討論、採決) |
| 日 程 第 5 | 町長提出議案上程 |
| 日 程 第 6 | 町長行政報告及び提案理由の要旨説明 |
| 日 程 第 7 | 提案理由の詳細説明(報告第5号～議案第82号) |
| 日 程 第 8 | 質疑 |
| 日 程 第 9 | 委員会付託 |
-

出席議員(10名)

1 番	早 樋 徹 雄	2 番	伊 藤 好 晴
3 番	熊 谷 兼 樹	4 番	内 藤 眞 一
5 番	高 橋 英 次	6 番	安 部 誠 也
7 番	景 山 登 美 男	8 番	安 部 丘
9 番	平 石 玲 児	10 番	戸 谷 ひ と み

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

議 会 事 務 局 長 高 木 ゆ か り 書 記 信 藤 晃

説明のため出席した者の職氏名

町	長	塚 原 隆 昭	副 町 長	奥 田 弘 樹
教 育	長	大 谷 哲 也	教 育 次 長	石 飛 幹 祐
総 務 課	長	那 須 忠 巳	防 災 危 機 管 理 室 長	長 島 淳 二
会 計 管 理 者		那 須 和 博	基 幹 支 所 長	和 田 眞 一
まちづくり推進課長		藤 原 清 伸	まちづくり推進課 総 括 監	門 脇 貴 子
産 業 振 興 課 長		植 田 勉	産 業 振 興 課 総 括 監	藤 原 一 也
保 健 福 祉 課 長		小 玉 千 恵	福 祉 事 務 所 長	安 部 農
住 民 課 長		永 井 あ け み	建 設 課 長	森 山 篤
病 院 事 務 長		高 橋 克 裕	代 表 監 査 委 員	那 須 照 男

欠席した職員の氏名

なし

午前 9 時 00 分開会

○議長（早樋 徹雄） みなさんおはようございます。

定足数に達しておりますので、これより令和 3 年第 9 回飯南町議会定例会を開会いたします。

なお、議場は新型コロナウイルス感染防止のため、対策をしての開会となりますので

ご協力をお願いいたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（早樋 徹雄） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長において、３番、熊谷兼樹議員、４番、内藤眞一議員の両名を指名いたします。

日程第２ 会期の決定

○議長（早樋 徹雄） 日程第２、会期の決定について議題といたします。

12 月 2 日、議会運営委員会が開催されております。ここで、議会運営委員会委員長より委員会の報告を求めます。２番、伊藤好晴議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） ２番、伊藤好晴議員。

○議会運営委員会委員長（伊藤 好晴） はい。

おはようございます。

去る 12 月 2 日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期日程について協議しましたので報告します。

会期は、本日から 12 月 17 日までの、11 日間といたします。

日程であります。

本日はこのあと、会期の決定、提出議案の上程、町長行政報告及び提案理由の要旨説明、議案に対する質疑を行ったあと、委員会付託を行います。

８日および９日は休会とし、10 日に本会議を再開し一般質問を行います。

11 日、12 日は休会とし、13 日から 16 日まで各常任委員会及び予算特別委員会で審査を行っていただきます。

最終日 17 日は、午前 9 時に本会議を再開し、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行い、閉会といたします。

以上であります。

○議長（早樋 徹雄） お諮りいたします。

先ほど議会運営委員会委員長より報告のありましたとおり、本定例会の会期は、本日 12 月 7 日から 17 日までの 11 日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日 12 月 7 日から 17 日までの 11 日間に決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（早樋 徹雄） 日程第 3、諸般の報告をいたします。

令和 3 年 6 回定例会において議決された発委第 3 号の意見書については、お手元に配付した処理報告書のとおり、それぞれ関係先に送付いたしましたのでご了承をお願いします。

9 月定例会以降本日までに、飯南町議会議長または議員として出席した会議等の一覧表をお手元に配付しております。その中で、10 月 28 日に開催された雲南市・飯南町事務組合議会定例会の概要は、議員のお手元に配付しております資料のとおりです。提案された議案全て同意、可決、認定されております。

以上、簡略ですが報告を終わります。これらの関係資料につきましては、事務局に提示してありますのでご覧ください。

次に、監査委員から現金出納検査及び定期監査の結果報告があり、お手元に、報告書の写しを配付しております。本日、代表監査委員の出席がありますので、若干の説明をお願いいたします。

那須照男代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須照男代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 番外。

おはようございます。

そういたしますと、去る 11 月 22 日に執行した例月現金出納検査報告書、及び 9 月 27 日から 11 月 26 日にかけて実施した定期監査の報告書を議長あてに提出いたしておりますので、朗読して検査報告、監査報告にかえたいと思います。

まず最初に現金出納検査報告書について朗読をいたします。

.....
飯 監 第 10 号

令和 3 年 11 月 22 日

飯南町議会議長 早 樋 徹 雄 様

飯南町監査委員 那 須 照 男

飯南町監査委員 安 部 丘

現金出納検査報告書

第1 検査の概要

1. 検査の対象

飯南町長から提出された令和3年10月分の現金の出納事務に関する諸資料を対象に検査を実施した。

2. 検査の手続き

この検査は地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、飯南町の監査基準及び監査事務運営要綱に準拠し、通常実施すべき検査手続を選択適用して実施した。

第2 検査の結果

飯南町の令和3年10月末現在の収支は別紙のとおりであり、出納事務は適正に行われ、計数は正確であると認める。

2. 留意改善を要する事項 なし

第3 その他 なし

令和3年10月期の収支月計報告書は、別紙のとおり添付しております。計数につきましては省略いたしますので、ご覧いただきたいと思います。

次に定期監査報告を朗読いたします。

飯 監 第 11 号

令和3年11月29日

飯南町議会議長 早 樋 徹 雄 様

飯南町監査委員 那 須 照 男

飯南町監査委員 安 部 丘

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

定期監査

2 監査の実施日時

令和3年9月27日～11月26日

11月4日 総務課、まちづくり推進課、産業振興課、住民課

3 監査の主眼及び実施方法

飯南町が発注した工事、委託関係の契約、執行に関する事務及びその他の事務が、関係法令、飯南町財務規則、その他諸規定に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、関係書類の検査と所管課職員から説明聴取を行った。

なお、今年度7月に発生した災害により、現在災害査定等で事務が集中している建設課は調査対象の抽出から除外している。

第2 監査対象の概要と監査結果

1 監査の範囲及び対象

令和2年度及び令和3年度（令和3年4月1日～9月30日）に発注された工事、委託関係の契約、執行状況を主体に監査を実施した。

対象事業	工事関係（請負金額 500 万円以上）
	令和2年度 8 件（74 件）
	令和3年度 3 件（30 件）
	委託関係（請負金額 300 万円以上）
	令和2年度 8 件（44 件）
	令和3年度 5 件（41 件）

2 監査の結果（総括）

提出された監査関係資料に基づき上記件数を抽出し、契約書及び設計書その他関係書類について監査したところ、契約事務を中心とした事務処理については概ね良好であったが、見積依頼、検査方法、書類整備等の一部において改善・検討を要する処理が見受けられた。

具体的な改善・検討を要する事項については、次のとおりである。

【委託関係の随意契約について】

今回提出された資料によると、委託関係における随意契約の割合が非常に多くなっている。

飯南町財務規則によると、業務委託を随意契約する場合の限度額は50万円となっているが、この金額を超えた随意契約が多く、その理由が明記されていないものも見受けられる。

飯南町随意契約に関するガイドラインに基づき適切な執行を求める。

【見積書について】

工事、業務委託設計において、単価等の見積書徴取相手先の選定、その数が担当者の判断にて行われている例がある。

飯南町財務規則第 114 条第 2 項によると 2 人以上の者から見積書を取らなければならないとあり、これを準用すべきである。

また、見積徴取先については選定理由を明確に記すべきである。

【検査について】

工事関係については、飯南町財務規則、飯南町工事検査規則により各種検査について規定されているが、詳細な検査項目等の合否判断基準はない。統一した判断ができるような基準を定めるべきである。

委託関係については、検査規程等がないため、検査基準、規定を同様に定めるべきである。

【書類の整備について】

契約から完成、支払までの一連の書類の整備が各課、各担当者によって異なっている。飯南町役場事務取扱規程に基づき整理、保管、保存すること。

.....

以上でございます。以上で検査報告並びに定期監査報告を終わります。

○議長（早樋 徹雄） これで、諸般の報告を終わります。

日程第 4 決算審査特別委員会付託事項の報告

○議長（早樋 徹雄） 日程第 4、決算審査特別委員会付託事項の報告についてを議題といたします。委員長報告及び質疑に対する答弁は、発言席でお願いいたします。

決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

7 番、景山登美男決算審査特別委員会委員長。

○決算審査特別委員会委員長（景山登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山登美男君。

○決算審査特別委員会委員長（景山登美男）

決算審査報告を行います。

.....

令和 3 年 1 2 月 7 日

飯南町議会

議長 早樋 徹雄 様

委員会審査報告書

第6回飯南町議会定例会において本委員会に付託された「令和2年度飯南町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び各公営企業会計決算」について、審査の結果を報告する。

審査にあたっては、議決された予算が効率よく執行されたか、住民の行政に対する信頼度がどれほど増加したか、また今後改善すべき点などに主眼を置いて、各会計を担当する課長、職員及び補助金を交付した団体から、事業内容の報告を求めるとともに現地踏査を行い審査した。

1. 審査の対象

- ・令和2年度飯南町一般会計歳入歳出決算書及び関係書類
- ・令和2年度飯南町国民健康保険事業外2件の特別会計歳入歳出決算書及び関係書類
- ・令和2年度飯南町病院事業会計、飯南町簡易水道事業会計、飯南町下水道事業会計各決算書及び関係書類

2. 審査期間

令和3年10月13日から11月25日まで、11回にわたり審査した。

3. 審査意見

〔総括〕

令和2年度の一般会計と特別会計を合わせた決算額（病院事業会計、簡易水道事業会計、下水道事業会計を除く）は、歳入が103億1千1百万円、歳出が101億1千9百万円となっている。前年度に比べ歳入は10億2千5百万円（11.0%）、歳出は9億7千万円（10.6%）それぞれ増加している。

一般会計では、歳入が94億9千4百万円、歳出が93億1千5百万円で、前年度に比べ歳入は9億7千6百万円（11.5%）、歳出は9億2千6百万円（11.0%）それぞれ増加している。歳入が増加した主な要因は、地方交付税、特別定額給付金事業費補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの国県支出金、基金繰入金などが増加したことによるものである。また、歳出の増加については、特定定額給付金給付事業、来島拠点施設整備事業、新衣掛団地建設事業、頓原球場照明改修工事などが実施されたことによるものである。

財政指標の状況は、経常収支比率が 93.7%で前年度より 1.5 ポイント減少、地方債現在高比率が 255.8%で前年度より 0.4 ポイント減少している。

財政健全化法に定める指標のうち、実質公債費比率は 10.4%、将来負担比率は 60.3%、といずれも早期健全化基準を下回ってはいるが、今後も限られた財源のもとで、効率的かつ効果的な事務事業の執行に努め、引き続き財政の健全化に取り組まれない。

去年は、新型コロナウイルス感染症対策に振り回された一年であったが、住民生活の防衛、事業者への支援に尽力があったことを評価したい。

(町債について)

令和 2 年度末の町債残高は 108 億 9 千 3 百万円で、前年度末に比べ 3 億 4 千 9 百万円増加している。事業の優先度を勘案しながら、事業平準化に努められたい。

(不用額について)

令和 2 年度決算において、突出した不用額は認められなかった。今後も予算編成にあたっては、不用額を発生させないよう内容の精査に努めるとともに、予想される場合は速やかに予算補正を行うよう対応されたい。

(事務事業実施の見直しについて)

予算を組んだ部署以外の部署が事業を執行しているものが散見される。予算を組んだ部署が最後まで責任をもって事業を執行し、本来の目的が完全に達成されるよう、事務事業実施の見直しを図られたい。

(借地の見直しについて)

90 箇所を超える借地の中で、利用していない借地が見受けられる。利用目的が終了した借地は返還すべきである。また、返還できない借地は活用を検討されたい。

(縁結び支援サポーターについて)

出会い創出事業において、縁結び支援サポーターは無報酬で活動している。継続した活動を推進するため、報酬等を検討されたい。

(指定管理について)

飯南町観光・体験農園及び赤名観光ボタン園の指定管理は同一事業者である。指定管理者からの聴取によると、リンゴ園・ブルーベリー園とボタン園の管理時期が重なっているため、樹木の管理がおろそかになり、収穫に影響が出ている。

施設の管理を充実するとともに、リンゴ・ブルーベリーの収量を確保するためには、指定管理を見直す必要があると思われる。適切な対処を求める。

(上水道の接続について)

赤来地域及び志津見・角井地区の上水道接続率は 100%であるが、その他の地区では 78.6%となっている。特に奥畑・宇山・敷波・佐見浄水場区域の接続率が低い。

安定した施設維持管理を継続するために、水道未接続の解消を図られたい。

以上が、令和２年度飯南町一般会計と特別会計の歳入歳出及び病院事業会計、簡易水道事業会計、下水道事業会計の決算審査の概要である。

当委員会は、本決算を認定することに決した。

.....

以上で決算審査報告を終わります。

○議長（早樋 徹雄） これで、決算審査特別委員会委員長の報告を終わります。

これより決算審査特別委員会付託事項の報告について質疑をおこないます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は、自席へお帰りください。

○議長（早樋 徹雄） これより、討論をおこないます。

討論はありませんか。まず反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 次に賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより起立による採決を行います。

認定第１号、令和２年度飯南町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び各公営企業会計決算の認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定です。

認定第１号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、認定第１号は、認定することに決定いたしました。

日程第５ 町長提出議案上程

○議長（早樋 徹雄） 日程第6、町長から提出議案を上程いたします。

お手元に配付のとおり、議案第84号から議案第95号までの12議案を一括上程いたします。

日程第6 町長行政報告及び提案理由の要旨説明

○議長（早樋 徹雄） 日程第6、町長から行政報告及び提案理由の要旨説明を行います。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

本日、令和3年第9回飯南町議会定例会を招集いたしまして、開会の運びとなりましたことを、はじめにあたりまして厚くお礼申し上げます。

提案いたしました諸議案の説明に先立ちまして、諸般の事項についてご報告申し上げます。

はじめに、岸田内閣の発足と新たな経済対策についてであります。

国におきましては、第206回特別国会が召集され「第2次岸田内閣」が発足されました。首相が目指す「成長と分配の好循環」の実現について、今後の手腕が期待されるところですが、こうした中、先月19日に「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や、社会経済活動の再開等を柱とした事業規模78兆9千億円の新たな経済対策が閣議決定され、昨日開会された臨時国会には、35兆9千億円に上る補正予算案が提出されたところであります。

この措置は、島根県知事をはじめとした要望活動も実り、長引くコロナ禍で、低迷する経済を立て直し、一刻も早く成長軌道に乗せていくための財政出動と心強く思っており、今後の情報に注視しつつ、迅速な対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルスの感染状況についてであります。

国内の新型コロナウイルス感染者数は、第5波をピークに減少傾向にあり、新規感染者数や病床使用率など、低い水準が続いております。

島根県内におきましても、先月7日以降、感染者が確認されない日が続いている中、飲食の際の制限を解除され、イベント等の開催についても参加人数の制限が見直されるなど、県知事からの要請内容も緩和されております。

町内におきましては、皆様の慎重な行動により、感染者の確認がされていない状況が続いており、全国的に感染状況は落ち着きを取り戻している感はありますが、新たな変異株、「オミクロン株」が確認されるなど、感染拡大のリスクは依然としてあることから、住民の皆様におかれましては、これまでと同様に感染対策を徹底していただくなど、引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

次に、知事要望についてであります。

10月12日、島根創生を掲げ、その実現に邁進される丸山知事に対し、早樋議長ともども本町の実情、喫緊の課題についてお伝えし、本町発展のため特に必要な支援について要望いたしました。

本年は、①飯南病院の医療従事者等の確保、②ツキノワグマの被害防止を目的とした対策、③広域道路網の整備、これは、主に高野ICアクセス道路整備などであります。

以上の3項目を重点要望したところであり、各部長及び教育長に対しても、本町が抱える課題や取り組んでいる施策等に関する要望を行っております。

丸山知事からは、飯南病院について「院長をはじめ関係の皆様の取組には頭が下がる思いであり、その思いに寄せていけるよう県としても最大限努力していきたい。」など、心強い言葉もいただいたところであります。

それでは、総合振興計画の分野別の基本方針にもとづき、諸般の事項についてご報告申し上げます。

はじめに、自治・協働についてであります。

令和3年秋の叙勲につきましては、受章者が発表され、本町からは塩谷の難波 俊司（ななば しゅんじ）さんが、飯南町議会議員としての功績により「旭日双光章（きょくじつそうこうしょう）」の栄に浴されました。また、高齢者叙勲として、飯南町議会議員も務められました八神の永井 章（ながい あきら）さんが、頓原町収入役などの功績により「瑞宝双光章（ずいほうそうこうしょう）」の栄に浴されました。

次に、様々な分野でご活躍いただいた方々の功労表彰についてであります。

はじめに、飯南町長として多年にわたり地方自治の発展に功労があったとして、小田の山碕 英樹（やまさき ひでき）さんが「総務大臣表彰」を受賞されました。

また、先月3日、文化の日に「飯南町功労者表彰式」を挙行し、町長としてご活躍いただいた山碕 英樹さんをはじめ、長年、町議会議員としてご活躍いただきました真木の小野 覺（おの さとる）さん、都加賀の瀧尻 行雄（たきじり ゆきお）さん、上赤名の門 眞一郎（かど しんいちろう）さん、育苗センターで水稻苗や野菜苗の生産に携わられ、新規就農者の育成にも尽力された、都加賀の故 景山 林造（かげやま りんぞう）さんをそれぞれ「飯南町功労者」として表彰いたしました。

叙勲を受章されたお二方をはじめ、受賞された皆様のこれまでのご功労にあらためて深く感謝申し上げますとともに、今後、より一層のご活躍をお祈り申し上げます。

次に、町政座談会の開催についてであります。

私が町長に就任した際に掲げておりました公約に対し、その実現に向けた施策や本年度の事業の進捗状況などを説明し、住民の皆様との対話の場として、町内5会場で町政座談会を開催しました。

座談会には、コロナ禍ではありましたが延べ76名の参加があり、女性や飯南高校生からも積極的にご意見をいただくなど、大変有意義な会となったところであります。

住民の皆様からいただいたご意見やご提案をしっかりと受け止め、今後の市政の推進に活かしてまいりたいと考えております。

次に、特定地域づくり事業協同組合についてであります。

本町におきましては、町内の事業所など15法人で6月に設立した「飯南町地域づくり協同組合」が、県内6番目となる特定地域づくり事業協同組合として10月に認定されたところであります。

現在は、派遣労働職員2名を採用され、先月から事業所での就労が開始されており、本年度は最終的に派遣労働職員4名の採用を計画されております。この事業により、地域おこし協力隊の任期終了後の受け皿や、U I ターン者などが就労する際の選択肢が広がり、各事業所や農事組合法人の人材確保と事業継続にもつながると期待しております。

次に、教育・文化・子育てについてであります。

はじめに、子育て世帯への臨時特別給付金についてであります。

国の経済対策により、18歳以下の子どもを養育する子育て世帯に対し、子ども1人あたり10万円相当の給付が行われることとなりました。先行給付金として支給する5万円につきましては、中学生以下の子育て世帯に対し12月末までに支給する予定であり、高校生については、保護者の居住する市町村への申請による支給となることから、来年1月の支給に向けて準備を進めております。

なお、給付金の支給と併せて閣議決定された5万円相当のクーポン等の支給につきましては、国から詳細な方針が示され次第、対応したいと考えております。

コロナウイルスの影響が長引く中、子育て世帯への直接的な支援であることから、迅速な支給に向けて全力をあげて取り組んでまいります。

次に、学校教育についてであります。

このたび、頓原中学校の「G I G Aスクール構想による教育活動」が島根県の「優れた教育活動表彰」に選ばれ、表彰されました。これは、同校の教職員が一丸となって、タブレット端末を活用した学習を積極的に研究した結果、I C Tを活用した学習システムが構築され、他校の模範となる教育活動を推進したことが評価されたものです。

今月2日に開催された「飯南町ふるさとシンポジウム」におきましては、オンライン開催により町内の小中高校から研究発表があり、その成果が発揮されたと強く感じたところであります。

このようにI C Tを活用することで、今後さらに学びの場が広がるものと考えており、本町のI C T教育は、新たな飯南町教育魅力化の強みとなるものと期待しております。

次に、スポーツの振興についてであります。

「国体」の愛称で親しまれてきた「国民体育大会」につきましては、2023 年からその名称を「国民スポーツ大会」とすることが決定しております。そうした中、10 月 12 日、島根県国民スポーツ大会常任委員会において、2030 年に島根県で開催される国民スポーツ大会の会場地が追加発表されました。

本町は、出雲市、雲南市とともに 2 市 1 町の共同開催でソフトボール競技に取り組むこととなり、今後、島根県やソフトボール協会など関係団体と調整し、担当する競技種別や使用施設などを決定してまいります。

これを契機に、ソフトボール競技への機運を高め、チームの新設や大会運営に必要な公認審判員の育成などについて、飯南町体育協会など関係の皆様と力を合わせて進めてまいります。

次に、歴史・文化を感じるまちづくりについてであります。

10 月に島根県教育長に対して「赤穴瀬戸山城の島根県文化財指定に向けた支援」について要望いたしました。

私の公約の一つに「歴史・文化を感じるまちづくり」を掲げておりますが、赤穴瀬戸山城につきましては、戦国時代の尼子十旗の一つであり、江戸時代には堀尾氏によって石垣が改修されるなど、中世・近世城郭の特徴を残す貴重な歴史的資源であります。

また近年、公民館と飯南町観光協会が連携し「天空の朝ごはん」などのイベントの開催や、赤名史談会による調査研究も進むなど、その歴史的な価値を活かす取組も進んでおります。私といたしましても、こうした機運の高まりを好機として、島根県の指導助言をいただきながら「赤穴瀬戸山城の島根県文化財指定」に向けた取組を進めたいと考えております。

次に、子ども広場（児童遊園）の整備についてであります。

これまで保育所の保護者を対象としたアンケート調査を実施し、整備に対する意見聴取を行ったほか、先月には「子ども広場意見交換会」の開催や子育てサロンである「ほっとカフェ」にも出向き、どのような公園にしてほしいか、子育てでどのようなことに困っているのかなど、直接生の声を伺いました。

いただいたご意見の中には、2 歳未満の小さな子どもでも遊べるような屋外遊具や、自由に動き回ることができるスペースの整備等について要望があったほか、「豊かな自然環境を活かした公園」や「子どもたちが自ら遊びを考え出せるような公園」など、様々なご提案もいただきました。

これらのご意見を参考として、今後内部で検討を進め、今後子ども広場の整備に取り組んでまいります。

次に産業についてであります。

はじめに、主食用米次期作継続支援についてであります。

本年 7 月から 8 月にかけて発生した豪雨により、町内の農地・農業用施設は甚大な被害を受けております。

また、コロナウイルス拡大の影響等を受け、外食を中心とした米需要が全国的に減少したことにより、国内における米の在庫量が多く積み上がり、需給のバランスが崩れ、本年産主食用米の概算買取価格は大きく値を下げる結果となりました。農地等の被災に加えた米価の下落は、生産者の経営意欲を低下させ、生産の継続を断念する離農者を生む恐れがあり、町内の生産量の減少は今後、飯南米のブランド構築に支障となることが懸念されます。

こうした中、生産者の皆様に今後も飯南米の生産を続けていただくために、次期作に向けた応援金を交付したく、本定例会の補正予算に所要額を計上しております。なお、米の需給緩和については、全国的な問題として国が責任を持って対策を講じる必要があります。このため、先般、私も役員を務める雲南農業振興協議会から県知事、県議会議長に対し、対策強化について国へ働きかけるよう要請しております。

次に、林業の振興についてであります。

町内の豊富な森林資源を有効に利用するために、本年度から森林環境譲与税を活用した森林整備推進事業を新たに創設し、原木の搬出などに必要となる林内路網整備、伐採後の再造林、造林木を育成するための下刈りや間伐などの支援を開始しております。本年度は、森林組合や林業事業体が主体となり、林内路網 1.5 k m、再造林 12 h a、間伐 11 h a、下刈り 51 h a の整備を計画し、取組を進めております。

今後も引き続き、町内での循環型林業がより一層推進されるよう、積極的な支援を行ってまいります。

次に保健・福祉についてであります。

はじめに、コロナウイルスのワクチン接種についてであります。

本町におけるワクチン接種につきましては、集団接種の終了後、希望される方には飯南病院での個別接種を行っており、先月末における 12 歳以上の対象者のワクチン接種の状況は、1 回目を終了した方が、3,991 人で 92.2%、2 回目を終了した方が 3,975 人で 91.8%となりました。

国におきましては、2 回目の接種を終了した方で、その接種終了日から概ね 8 か月を経過した 18 歳以上の方を対象に、順次 3 回目の追加接種を行えるよう計画が進められております。ただし、昨日の岸田首相の所信表明演説では、8 か月を待たずにできる限り前倒ししたいとの意向が示されております。

本町におきましても福祉施設に入所されている方や施設職員、医療従事者などから順に、

1月下旬から実施する方向で協議を進めており、準備が整い次第、住民の皆様にもご案内してまいります。3回目の接種の際は、ファイザー社とモデルナ社による2種類のワクチンが配分される見込みであることから、案内に併せて、接種の希望調査を行いたいと考えております。

次に病院事業の運営についてであります。

本年度上半期の運営状況は、コロナウイルスへの対応の影響が大きくあった昨年同期と比較すると、入院部門及び外来部門ともに患者数は増加しておりますが、コロナウイルスの影響のない令和元年度との患者数の比較を見てみますと、入院、外来ともに、いずれの月においても下回っている状況となっております。人口減少による影響に加え、コロナ禍による行動自粛などの影響が少なからずあるのではないかと考えておりますが、下半期の状況やコロナウイルスに対する今後の動向などを注視しながら、地域に必要な医療を持続的に提供できるよう、適正な病院運営と健全経営に取り組んでまいります。

次に、生活環境についてであります。

はじめに、定住住宅の整備についてであります。

本年度の定住住宅整備としましては、町内産木材をふんだんに活用した板倉構法と呼ばれる住宅3棟を、八神地区に建築する予定で事業を進めておりますが、世界的に「ウッドショック」と言われております木材価格の高騰や品薄の状況の影響、7月豪雨災害に伴う災害復旧を最優先した事業発注などの対応により、年度内の完成が困難な状況にあります。

私といたしましては、現状を踏まえつつも、可能な限り早期に発注し完成させたいと考えていることから、本定例会の補正予算に関連する提案をしておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、自動運転サービスの利用状況についてであります。

10月4日から開始した自動運転サービスは、先月末まで延べ309人にご利用いただいております。1日あたりの平均利用人数は、平日が6.8人、休日が10.5人となっております。利用状況を見ますと、赤名地区をはじめとする住民の皆様の利用が約3割であり、公共交通としての利用としては若干低調ではありますが、りんご狩りの観光客など地域外の利用が約7割であり、視察については5団体にお越しいただき、今月以降は既に3団体の受入れを予定しているなど、町外から注目をいただいている状況にあります。

これまで、赤名地区を中心に利用を呼びかけているところですが、今後は自治組織や公民館、福祉サロンなどとも連携し、更なる利用促進に努めてまいります。

次に、次期可燃ごみ広域処理施設についてであります。

雲南圏域における次期可燃ごみ広域処理施設の整備につきましては、昨年度から基本構想の策定に取り組んでおり、本年度末に完成する予定であります。調査・検討を進める

中、雲南圏域 1 市 2 町で一般廃棄物処理を行う際の課題が見えてきたことから、今後は「不燃ごみ処理施設」についても併せて検討してまいりたいと考えております。

また、現在、民間連携可能性調査も併せて実施しているところであり、安全かつ効率的に処理できる施設整備について、引き続き検討を進めてまいります。

次に、7 月豪雨災害の復旧対応についてであります。

7 月豪雨の復旧対策につきましては、島根県土木部・農林水産部及び島根県土地改良事業団体連合会からの応援と、担当職員の増員等により、体制を整えて災害復旧費を決定する災害査定を受けております。

補助対象となる災害につきましては、来週 13 日の週に農地・農業用施設災害の査定を受け、すべての査定が終了する予定であり、河川や道路などの公共土木施設災害 99 件 10 億 5,900 万円余、林道災害 16 件 9,200 万円余の査定額が確定し、農地・農業用施設災害につきましては、74 件 3 億 5,400 万円余の査定額となる見込みであります。

住家裏山の災害復旧を行う林地崩壊防止事業につきましては、発生後直ちに被害調査、復旧工法の検討、県との協議、申請等を行っており、県の補助金交付決定後、速やかに発注する予定であります。

それぞれの発注につきましては、優先度を勘案し、迂回路がなく除雪等に支障をきたす恐れのある道路等から順次進めているところであり、公共土木施設災害につきましては、現在 34 件 3 億 7,390 万円余の工事発注をしたところであります。

農地・農業用施設災害につきましては、現在 4 件 560 万円余の工事発注を行っており、未発注の工事につきましても、今後速やかに発注を行い、早期復旧に努めてまいります。また、飯石広域農道の大規模崩落箇所の災害復旧につきましては、工事の執行を島根県に委託し復旧が進められており、雪崩防止柵を除いて、年内に法面を安定させるための工事が終了する見込みであります。

林道災害につきましても査定が完了したことから、優先箇所から復旧工事に着手いたします。

その他、災害発生直後の応急的な復旧事業に 49 件 1,460 万円余の工事を実施しており、補助対象とならない小災害の復旧につきましては、公共土木施設災害で 22 件、農地・農業用施設災害で 87 件を発注しており、順次完了している状況であります。

なお、本年度に行う予定の工事は、計画している全てを年度内に完了することは困難なことから、翌年度に繰り越しせざるを得ないと考えており、本定例会の補正予算に関連する提案をしておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、7 月豪雨に関する義援金及び寄附金についてであります。

7 月豪雨に係る被害に関し、被災された方へ各種団体や日本赤十字社を通じて多くの義援金が寄せられたところあります。この義援金は、住家に被害を受けられた方へ配分

することとしており、対象の方へ個別にご案内しております。

また、義援金とは別に被災地支援として、多くのご寄附をいただいております、被災された方の支援などに活用させていただきます。

全国から心温まるご支援をいただき、感謝申し上げます。

次に、防災訓練についてであります。

今年度は、コロナウイルスのワクチン接種を優先するため、町全体の防災訓練は中止しましたが、公民館単位などの小さな単位で訓練を実施しております。谷地区や小田真木自治区では、拡大したハザードマップに危険箇所や避難経路などを地図に書き加える「図上訓練」などを実施され、来島地区では、実際に人が動いて避難所の開設・受付の模擬訓練などを実施されたところでもあります。今後も小さな単位での訓練の実施や支援を行ってまいりますので、ご協力をお願いいたします。

次に、生活道の整備と安全確保についてであります。

道路整備につきましては、本年度計画していた工事の発注をすべて終え、進捗に努めているところであります。平成 26 年度から着手した町道角井境線につきましては、先月竣工し、一連の改良が終了したところであります。

町道松本頓原線、町道松本酒谷線の改良工事につきましても、既に完了しており、他の路線につきましても発注済みの工事は、年度内完成に向け順調に進捗しています。

町道頓原長谷線における頓原小中学校登校路につきましては、本年実施しました「ロードヒーティングの電源を切った状態」での安全検証を、再度実施する予定にしております。

冬季の安全確保につきましては、今冬は大雪の長期予報もある中、寒波による水道管の凍結や漏水による断水が心配となる時期となり、凍結防止の注意喚起や、自治区長様を通じて冬期間空き家となる住宅の情報提供などをお願いしてまいります。

除雪につきましては、国や県など関係機関と連携を図りながら、生活道の安全確保に全力を挙げてまいります。

次に、令和 3 年度一般会計補正予算についてであります。

主な増額につきましては、コロナウイルス対策として、主食用米次期作継続応援事業に 2 千 9 百万円余、3 回目となるコロナウイルスワクチン接種対策事業に 2 千 7 百万円余など、5 千 7 百万円余を計上しております。

一方、減額につきましては、ウッドショック等による定住促進住宅整備事業の実施期間等の変更に伴う 7 千 2 百万円余の減額、道路改良事業の事業費確定などに伴う 4 千 5 百万円余の減額のほか、期末手当支給割合の改正による人件費等の減額 9 百万円余であり、一般会計補正予算につきましては、総額で 8 千 3 百万円余の減額補正としております。今回提案いたします議案は、報告案件 1 件、議決を要する案件 4 件、令和 3 年度一般会

計補正予算(第8号)など、予算案件7件であります。

以上、ご報告申し上げましたが、職員一同、力を合わせ、コロナウイルス対策を継続しつつ、公約に掲げております施策の遂行に向けて全力であたってまいります。

なお、提出案件の詳細につきましては、後ほど担当課長に説明させることといたします。何とぞ慎重にご審議の上、適切なご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早樋 徹雄） ここで、休憩をいたします。

本会議の再開は、議場の時計で10時20分からといたします。換気をお願いいたします。

午前10時03分休憩

.....
午前10時20分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

日程第7 提案理由の詳細説明

○議長（早樋 徹雄） 日程第7、提案理由の詳細説明に入ります。

はじめに、報告第5号、議会の委任による専決処分の報告についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長

○住民課長（永井 あけみ） 番外。

それでは、報告第5号について説明します。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記。（処分事項）和解及び損害賠償の額を定めることについて。

令和3年12月7日提出。飯南町長。

次のページ、専決処分書でございます。

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和3年11月17日。飯南町長。

記。

1. 相手方。島根県松江市在住 個人。

2. 損害賠償の額。金 259,607 円。

3. 事故の概要。令和3年8月12日午前10時3分頃、松江市片原町地内の県道を公用車にて走行中、信号で停止する際に本人の不注意から前方に停車していた相手方車両に追突したことにより、相手方車両の後方が破損したものでございます。

なお、この事故による怪我は双方ともありませんが、追突事故であったため、念のため病院受診をお願いし、業務中であったことから休業損害についても損害賠償が必要となったものです。

次のページより示談書の写しを付けており、1ページ目が物損部分に係るもの、2ページ目が人身部分に係るものですので、それぞれご確認をいただきたいと思います。

説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第72号、飯南町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。議案第72号について説明します。

〔総務課長説明〕

.....
議案第72号 飯南町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について
.....

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第73号、飯南町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。議案第73号について説明します。

〔建設課長説明〕

.....
議案第73号 飯南町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

.....

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第 74 号、飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（小玉 千恵） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 小玉保健福祉課長。

○保健福祉課長（小玉 千恵） 番外。議案第 74 号を説明します。

〔保健福祉課長説明〕

.....

議案第 74 号 飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

.....

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第 75 号、公の施設（飯南町農産物加工施設）の指定管理者の指定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○産業振興課長（植田 勉） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 植田産業振興課長。

○産業振興課長（植田 勉） 番外。議案第 75 号について説明します。

〔産業振興課長説明〕

.....

議案第 75 号 公の施設（飯南町農産物加工施設）の指定管理者の指定について

.....

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第 76 号、令和 3 年度飯南町一般会計補正予算(第 8 号)を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

はじめに総括について説明を求めます。

○副町長（奥田 弘樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 奥田副町長。

○副町長（奥田 弘樹） 番外。議案第 76 号について説明します。

〔副町長説明〕

.....
議案第 76 号 令和 3 年度飯南町一般会計補正予算（第 8 号）
.....

- 議長（早樋 徹雄） 続いて、事項別明細書の歳入から説明を求めます。
- 総務課長（那須 忠巳） 議長。
- 議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。
- 総務課長（那須 忠巳） 番外。7 ページ事項別明細書です。めくっていただきまして 8 ページ総括です。

〔総務課長説明〕

- 議長（早樋 徹雄） 続いて、歳出について関係課長より順次説明を求めます。
- 総務課長（那須 忠巳） 議長。
- 議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。
- 総務課長（那須 忠巳） 番外。続いて歳出の方です。概要説明資料は 4 ページの方から始まります。

〔関係課長説明〕

-
- 議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。
次に議案第 77 号、令和 3 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）及び、議案第 78 号、令和 3 年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）の 2 議案を一括議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
 - 保健福祉課長（小玉 千恵） 議長。
 - 議長（早樋 徹雄） 小玉保健福祉課長。
 - 保健福祉課長（小玉 千恵） 番外。議案第 77 号を説明します。

〔保健福祉課長説明〕

.....
議案第 77 号 令和 3 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
.....

○議長（早樋 徹雄） 小玉保健福祉課長、声の調子が悪いということでございますので、78号については総務課長の方から説明をするということでございます。ご了解をいただきたいと思います。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。そうしますと議案第78号について説明します。

〔総務課長説明〕

.....
議案第78号 令和3年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
.....

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第79号、令和3年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）及び、議案第80号、令和3年度飯南町病院事業会計補正予算（第3号）の2議案を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（高橋 克裕） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 高橋病院事務長。

○病院事務長（高橋 克裕） はい、番外。議案第79号について説明します。

〔病院事務長説明〕

.....
議案第79号 令和3年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）
議案第80号 令和3年度飯南町病院事業特別会計補正予算（第3号）
.....

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第81号、令和3年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第3号）及び議案第82号、令和3年度飯南町下水道事業会計補正予算（第2号）の2議案を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。議案第 81 号について説明します。

〔建設課長説明〕

.....
議案第 81 号 令和 3 年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）

議案第 82 号 令和 3 年度飯南町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
.....

○議長（早樋 徹雄） 以上で、全ての提案理由の説明を終わります。

○議長（早樋 徹雄） ここで、換気のため休憩をいたします。

本会議の再開は、議場の時計で 11 時 30 分といたします。

午前 11 時 17 分休憩

.....
午前 11 時 30 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

日程第 8 質疑

○議長（早樋 徹雄） 日程第 8、これより質疑を行います。

はじめに報告第 5 号、議会の委任による専決処分の報告についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に議案第 72 号、飯南町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に議案第 73 号、飯南町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山登美男議員。

○7 番（景山 登美男） はい。7 番。

提案理由のところで、来年の 4 月 1 日に取得するということがある関係上という話があるんですけども、この案件は、議会の議決に付すべき財産の取得と考えますが、議会に諮るべきだと思いますけども、その取得の議決についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山議員の質疑に対する答弁を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。

こちら財産の取得につきましては、今年 2 月 8 日の時点、全員協議会でも取得について説明させていただきまして、今年度の当初予算 3 月議会編成時にもですね、今年度取得するということで説明をさせていただいて、予算も計上させていただいておるところでございます。

その説明の中ではですね、年内のところで仮契約までというところの説明もいたしておったと思いますが、現在、団地取得にあたってですね、団地のほう修繕のほう現在まだ実施中でありまして、その修繕も加味した最終的な取得価格の調整のところまだ時間を要しておりまして、こちらにつきましては、年明けの 1 月にですね仮契約を結ぶというところで現在、調整、県との調整、協議を進めておるところでありまして、間に合いましたらですね 12 月のこの定例会の方で、取得の方の議決もいただくとおりましたが、というところで 1 月のところで仮契約を結ぶという流れで現在進んでおります。

ですので、1 月仮契約を交わしたのちの直近の議会の中で、契約に関するご議決をいただきたく思っておるところでございます。

○7 番（景山 登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山登美男議員。

○7 番（景山 登美男） はい。

議決に付すべき財産の取得であるということは、今、認められたと確認したとこです

けども、そういうことになると思います、そういう予定で1月に仮契約され、その後に議決ということになるとすれば、今回のこの条例の改正というのは、その後でも何ら問題ないというふうに考えますけども、いかがですか。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員の質疑に対する答弁を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。

議案の上程に関する総括は総務課で行っておりますので、私の方から答弁させていただきます。

この案件を出すタイミングのことについての質問だと思っておりますけども、本案につきましては、今後取得をする財産をあらかじめ設置管理条例に追加するものでありますけども、取得後速やかに、管理するものでありまして、本件につきましては先ほど建設課長の方から説明がありましたように、昨年度から事務的な手続きを進めております。本町にとっても大きな財産の取得なもので予算を伴うものでもあります。

その理由としましては、あらかじめこの設置管理条例に載せることによりまして、取得する意思を県、それから住民に示すものということが1点。

もう一つ、取得した後、先ほども申しましたが、他の町営住宅同様に適正に管理する定めがありますよということを、同じように県、それから入居者に対して、あらかじめ示すものであり、今回の提案としたところであります。以上です。

○議長（早樋 徹雄） 他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 4番、内藤眞一議員。

○4番（内藤 眞一） はい。

今の総務課長のお答え、決して間違っているとは思いませんけども、あらかじめそういう意思があるということの（聞き取り不能）これ仮にとか、何かの表現があるんだろうと思います。いかにも決まったような表現の仕方なわけですね。

それは、私には素人的に思ってますね、人の土地をですね、契約もしてない、登記もしてないのをですね、こっちのものにしますよなんて勝手にできる話じゃないですよ。それが平然とここに載っておること自体が僕はおかしいと思うんですよ。

だから、そこらへんは、そういういろんな思いもあって、決して私は住宅を取得することがいけないとはまったく思っていないですよ。ありがたい話だと思っています。

でも、それはそれなりの手続きがあるんだろうと思うんですよ。それを、「はあよろしゅうございますね、うんうん」というわけには、僕はいかないと思っているんですよ。

他の議員のみなさん、どうお考えかはわかりませんが、決してこれをやめなさいという話じゃないんですが、ここで出すことは僕はおかしいと思いますし、先ほどの7番議員のようにですね、言われたように、次にきちんとそこらへんの契約ですね、済んでから出したって、決して誰も今だからいけんよと言うつもりはないんで、そこらへんは一つ先ほどの説明ではですね、なかなか納得し兼ねるとこなんですが。

○議長（早樋 徹雄） 4番、内藤眞一議員の質疑に対する答弁を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。

ご指摘というかご意見の方、ごもっともだと思っております。本件に関しましては、先ほど建設課長が説明したとおり、昨年の2月から説明をしていないという状況にあります。予定としては、今度12月16日に行われる全協にて、これまでの経過、あるいはこれからの手続きについて、ていねいに説明させていただき、もちろん委員会でも説明させていただきながら進めたいと考えております。

事前のですね、ていねいな説明が少し抜けていたということは反省しております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） 他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤好晴議員。

○2番（伊藤 好晴） はい。

なかなか判断に苦しむところがあると思います。それで、今、総務課長がおっしゃったように、全協でていねいに説明するという発言だったのですが、委員会審査も何も済んだのちに全協やるわけで、そこでの説明では（聞き取り不能）というふうに思ってます。これまで、何回も機会があったのにそういう説明がなかったこと非常に遺憾に思っておりますけれども。

ただ、一つはですね、委員会をこの後付託されるわけで、その際ね、この設管条例を制定するための要件というのがあると思うんですよ。

普通ね、自らが所有する、所有したものの、手にいれたものをどうするかというのが、設置管理条例の役割ではないんでしょうか。

ですから、委員会審査が始まる前にですね、設管条例を制定するための要件について、その資料を作成して、提示していただきたい。その中に叶っておればおそらく委員会審査でもうまいこといくんじゃないかと思っておりますけども、そこらへんを明確にしていいただきたい。いかがですか。

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤議員の質疑に対する答弁を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。

ただ今、ご指摘のありました設管条例の要件、そのへんの資料について事前に提示させていただきたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

これで質疑を終わります。

次に議案第 74 号、飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に議案第 75 号、公の施設（飯南町農産物加工施設）の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に議案第 76 号、令和 3 年度飯南町一般会計補正予算（第 8 号）を議題として質疑を行います。はじめに歳入について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。続いて歳出について質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 8 番、安部 丘議員。

○8 番（安部 丘） はい。

16 ページになります。保健施設費ですね 2 件計上されておりますが、その内の 42 万 5 千円、健康増進施設設備臨時管理費につきましては、説明ではコロナウイルス対策として仕出し営業強化のための補助金ということでご説明がありました。

その補助金の活用自体は非常にいいことだと思っているんですけども、具体的に今の

時期に、どういう背景でそういう補助金の採用が決まったのかということと、具体的にどういうことをされるのかということが、これでは伝わってこないのご説明を求めたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 8 番、安部丘議員の質疑に対する答弁を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長

○住民課長（永井 あけみ） 番外。

先ほど 8 番議員から、16 ページ、保健施設費、健康増進施設臨時管理費の補助金の件についてご質問いただきました。

仕出し営業強化のための補助金の増額ということでご説明しておりますが、加田の湯につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が非常に大きくて、広島側からの来場者がかなり減ってきております。そういったこともありまして、通常営業していく中で食堂等が閉めるわけにはいかないんですけれども、営業する中では、お客さんを待っているだけでは、管理経費だけかかっていくという中で、何か新しい営業を強化していきたいということで、若い役員の方々が若い役員体制の中で相談されまして、夕方のおかず等の 1 品の仕出しについてですね、今現在検討されております。

事前に予約制でそういったおかずの提供をするということで、お客さんが来られない時にもこの予約分を食堂の中で製造するということで、来場者が減って収入が少なくなる分を補おうという考えのもと、仕出し営業を強化していくということを聞いております。そのことについて町として応援をしたいと考えておりまして、この補助金の増額を計上させていただいております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。

○8 番（安部 丘） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 8 番、安部 丘議員。

○8 番（安部 丘） はい。

いろいろ企業努力の中でやられていることだと思うんですが、その他の事業所についてもですね、同様のお困りごとというのはあって、それぞれの事業所で解決をされようとされていると思います。

どういう経緯で、この加田の湯さんだけがその採用されたのか、あるいは他の事業所へのアナウンスとか、そういう同類のアナウンスだとか、そういう事業があることの伝達等はなされておるものなのかどうか、そういうところ公平性を持った事業になっているかどうかというのを確認をさせていただければと思います。

○議長（早樋 徹雄） 8 番、安部丘議員の質疑に対する答弁を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長

○住民課長（永井 あけみ） 番外。

先ほど追加でご質問いただきました公平性という面においては、まだ周知については不十分かなという反省をしております。ただ一方で、このような新しいアイデアをもって若い役員のみなさんが考えられて、加田の湯の事業継続について検討しておられるということについては、町としても何とか応援したいという思いでこのような形で進めております。その他の施設についてはですね、また、今後コロナウイルス対策として状況をお伺いしまして、また必要な支援には努めて参りたいと考えております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） 他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤好晴議員。

○2番（伊藤 好晴） はい。

8番議員の質疑に関連してですが、今、住民課長答弁されましたけれども、住民課の所管する施設しか新たには発言権ないですよね。

今、8番議員が言われたのは、そうじゃなくて、コロナ対策で経営を強化して何とかやっけて行こうと、その事業所への周知はどうなっていますかという質疑ですから、もっと広範囲に所管される人が答えられないと、全体に行きわたらないと思います。いかがですか。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員の質疑に対する答弁を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。

広く周知ということやら経済対策ということでしょうが、一般の企業に関しましては、産業振興課が行っている事業継続応援金の方で対処している。前回の全協の方でも周知方法について更にていねいに周知しなさいという指示もありましたので、そのように行っているところです。

今回の場合は、公の施設ということで、提案をしておる中ですが、他の公の施設についてもですね、同様に話は投げかけておるところで、ただ、それに対するこうした改善云々というのが、今回は加田の湯だけであったということでもあります。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第77号、令和3年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題として、質疑を行います。

質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第 78 号、令和 3 年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題として、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第 79 号、令和 3 年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題として、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第 80 号、令和 3 年度飯南町病院事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題として、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第 81 号、令和 3 年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題として、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第 82 号、令和 3 年度飯南町下水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題として、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

日程第9 委員会付託

○議長（早樋 徹雄） 日程第9、委員会付託を行います。

お諮りいたします。

本会議に提案された議案について、会議規則第39条第1項の規定により、それぞれの委員会に付託したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

それでは、付託議案と付託する委員会名を申し上げます。

総務厚生常任委員会は、議案第72号、議案第74号、議案第77号、議案第78号、議案第79号、議案第80号、以上6議案。

教育経済常任委員会は、議案第73号、議案第75号、議案第81号、議案第82号、以上4議案。

予算特別委員会は、議案第76号の1議案。

以上のとおり付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、以上のとおり付託することに決定しました。

これで、委員会付託を終わります。

お諮りいたします。

以上で、本日の議事日程を終了し、本日はこれにて散会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会いたします。

なお、8日、9日は休会とし、本会議の再開は10日、午前9時といたします。一般質問をされる方は、本日午後5時までに通告書を提出してください。されない方は、その旨報告をお願いいたします。

ご苦勞様でございました。

午前 11 時 54 分散会
